

腐敗行為の防止に関する方針

私たち名鉄グループは、「名鉄グループ企業倫理基本方針」に基づき、事業活動を行っている各国の法令を遵守し、お客さま、株主、地域社会等すべての会社関係者に対し、誠実かつ公明正大に接し、透明性のある事業活動を行います。

1. 贈収賄の禁止

名鉄グループの役職員は、公務員及び公務員に準ずる者等（以下「公務員等」という。）に対し、社会から疑惑や不信を招くことがないよう節度ある関係を維持するとともに、不正な利益を得ることを目的として、直接・間接を問わず、金銭・接待・贈答その他の利益の供与又はその申込み若しくは約束を行いません。

2. 適切な接待・贈答

名鉄グループの役職員は、社会通念に照らし、ふさわしくない贈答や接待をしたり受けたりせず、個人的な利得を要求しません。

3. その他の腐敗行為の防止

名鉄グループの役職員は、不公正な取引（優越的地位の濫用等）やインサイダー取引など、腐敗行為（役職員が有している地位や立場を利用した不正、違法又は非倫理的な行為）の防止に努めます。

4. 適正な記録の保管

名鉄グループの役職員は、公務員等及び取引先等に対する支払行為について正確に記録し、適正に保管します。

5. 体制の確立

名鉄グループでは、グループの役職員に対し研修等を通じて本方針の周知徹底を図るとともに、具体的な行動の指針となるガイドラインを設けるなど、腐敗行為防止の推進体制を確立します。また、名鉄グループでは、グループの役職員及び取引先等の関係者が利用できる企業倫理ヘルプラインの周知・活用等を通じて、本方針に違反し、又はその疑いが生じた場合に、速やかに情報共有を行い、適切に対応できる体制を確立します。